

社会福祉法人嬉野町社会事業助成会  
役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人嬉野町社会事業助成会（以下「法人」という。）の役員（理事及び監事）、評議員及び外部委員等（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する

(1) 常勤役員等

- ① 職員を兼務する役員等の報酬等については、職員給与規程に基づき支給する。
- ② 職員を兼務しない役員等については、報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

(2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

(常勤役員等の報酬等算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表1に定める額
- (2) 通勤手当については、給与規程第32条の規定に準ずる額
- (3) 常勤役員等が職務のために出張したときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(非常勤役員等の報酬等算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表2に定める額
- (2) 常勤役員等が職務のために出張したときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(法人職員給与との併給)

第5条 法人職員を兼務し、職員給与を支給している者に対しては、本規定に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、給与規程第17条に準じた日とする。

2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。

また、決議の省略など書面等により同意の意思表示をした場合も、出席したものとみなし報酬を支給する。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の途中における就任、退任又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基本として日割りによって計算する。

4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤職員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次の通り端数処理を行う。

(1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第9条 法人はこの規程をもって、社会福祉法第59条の2第3項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補足)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則

この規程は、平成29年6月15日(定時評議員会議決日)から施行する。

この規程は、平成31年4月4日(臨時評議員会議決日)から施行する。

この規程は、令和2年6月18日(定時評議員会議決日)から施行する。

別表1 (常勤役員等の報酬)

役職名	報酬の額	
理事長	月額	年度総額
	300,000 円	3,600,000 円

別表2 (非常勤役員等の報酬)

## (1) 評議員

	日額	年度総額
①評議員会への出席	5,700 円	119,700 円
②上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,700 円	39,900 円

## (2) 理事

	日額	年度総額
①理事会等会議への出席	5,700 円	136,800 円
②上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,700 円	22,800 円

## (3) 監事

	日額	年度総額
①理事会、評議員会等への出席	5,700 円	102,600 円
②上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,700 円	11,400 円
③監事監査等への出席	10,000 円	40,000 円

## (4) 外部委員等

	日額
①評議員選任・解任委員会、苦情解決委員会、入所検討委員会等への出席	5,700 円
②上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,700 円

別表2における年度総額の計算根拠

評議員

①	7名	×	1回	(定時評議員会)	×	5,700円	=	39,900円
	7名	×	2回	(臨時評議員会)	×	5,700円	=	79,800円
						計		119,700円

②	7名	×	1回	(法人、施設業務回数)	×	5,700円	=	39,900円
---	----	---	----	-------------	---	--------	---	---------

理事

①	4名	×	3回	(通常理事会)	×	5,700円	=	68,400円
	4名	×	3回	(臨時理事会)	×	5,700円	=	68,400円
						計		136,800円

②	4名	×	1回	(法人、施設業務回数)	×	5,700円	=	22,800円
---	----	---	----	-------------	---	--------	---	---------

監事

①	2名	×	2回	(監事監査2日)	×	10,000円	=	40,000円
	2名	×	1回	(定時評議員会)	×	5,700円	=	11,400円
	2名	×	2回	(臨時評議員会)	×	5,700円	=	22,800円
	2名	×	3回	(通常理事会)	×	5,700円	=	34,200円
	2名	×	3回	(臨時理事会)	×	5,700円	=	34,200円
						計		142,600円

②	2名	×	1回	(法人、施設業務回数)	×	5,700円	=	11,400円
---	----	---	----	-------------	---	--------	---	---------

総計 473,200円